

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和2年5月12日)

[illegible]

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等 (第49回 令和2年3月19日)

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 令和元年度ベトナム産米残留農薬等分析業務請負契約【整理番号 98】 (業務概要) ○昨年に実施した9カ所の分析契約も、一般競争入札で2者の落札とのことだが、今回と同じ業者だったのか。 ○請け負った業者が、ベトナムの現地に入って分析するのか。	○我が国は、国際約束に基づき77万トンのミニマムアクセス米を、現在は、主にアメリカ、タイ、中国の3か国から輸入している。約束数量の輸入を履行する観点から、3か国以外の輸入先国を検討しているが、ベトナムは米の主要な輸出国ではあるが、過去に残留農薬の問題があり、日本への輸入は停止している状況である。 平成30年にベトナム政府と農林水産省でベトナム米の安全性を向上させるための協力覚書が交わされ、その協力覚書に基づき、ベトナム産米の安全性に係る現状把握を行うための調査を平成30年度から実施している。 具体的には、ベトナム側から輸出に向ける米の試料提供を受け、カビ毒、重金属、残留農薬の分析調査を行うものである。ベトナム政府より試料提供先の精米所の紹介を受け、平成30年度は9か所、今年度は11箇所の精米所から試料採取を行い、それを分析機関に送り、残留農薬等の分析を行ったものが本業務「ベトナム産米残留農薬等分析業務請負契約」である。 当該契約は、一般競争契約で、応札者は2者であった。 ○昨年も今回と同じ2業者の応札があり、落札者も今回と同じ業者となった。 ○今回の請負契約は、送付された試料の残留農薬等の分析を行うのみの契約である。本契約とは別に、ベトナムでの米試料の採取の請負契約を結んでおり、試料採取を行った業者から今回落札した分析機関に当該試料を送付することとしている。

○現地で試料を採取する業者と、今回この分析する業者というのは業種が全く違う業者なのか。それとも分析する業者でもサンプル採取できるのか。	○試料採取は、現地に精通していること、残留農薬等の分析のための試料採取手法の知見を有している必要がある。 今回の契約は、残留農薬等の分析であり、入札参加資格を厚生労働大臣の登録検査機関或いは輸出国公的機関としている。農薬等の分析機関は多くあるが、試料採取と分析業務をセットにすると、応札業者が限られる可能性があったことから、業務を分けて契約を行っている。
○試料採取の契約も競争契約になっているのか。 ○厚生労働省の登録機関であることを要件にしつつ、それ以上の特定の要件は課さず、多くの検査機関が参加できるような環境は整えているにもかかわらず、昨年も今年も同じ業者の２者となっているのは、何か背景事情としてあるのか。	○試料採取業務は、見積もりを聴取した結果 100 万円を超えなかったため、少額随意契約としている。 ○偶然２者応札となったものと理解している。同業他社に、今回の応札に参加しない理由をヒアリングしていないので、その理由は不明である。 応札があった２者は、国家貿易による輸入米契約の残留農薬等の分析を商社から委託されている業者であり、仕様書に規定する農薬等の分析に慣れており、入札に参加しやすかったことが推測される。
○この請負契約は 30 年から始まっているが、いつまで契約を行うのか。	○ベトナム産米の残留農薬等の分析業務は、ベトナム側から紹介された20精米所のうち、昨年１回目（９精米所）を実施し、今年２回目（７精米所）と３回目（４精米所）を実施し、紹介された全精米所を網羅したため、終了を考えている。
○試料採取が遅れたので契約の履行期限を延長したと記載されているが、これはどういうことか。	○ベトナム側の協力のもと試料採取を進めていたが、ベトナム側の連絡の不徹底で請負業者が試料採取を期限内に行うことができず、試料を期限内に当該分析業者へ送付できなかったことから、履行期限の延長と、採取ができなかった試料数の一部改定契約を行ったものである。
○一部改定に伴い請負金額も安くなっているのか。	○一部改定契約の際、事業者から改めて見積書を提出いただき、契約額を減額改定した。

2 小麦中の Fosetyl-Al（ホセチル）及び Phosphonic acid（ホスホン酸）同時分析法の試験室間共同試験業務請負契約 【整理番号 7】 （業務概要） ○この落札した業者は、新しい分析手法を開発した業者なのか。 ○そうであれば、この業務ができるのは分析法を開発した業者にしかできないということにならないか。 要するに開発したところ以外の業者がそれを請け負ってやるということはできるものなのか。 ○他の業者がこれと同じ手法でやろうとしても、この開発業者の助力がないとスムーズに事が進まないという作業内容ではないか。	○ホセチルは、日本では野菜、果樹に登録がある農薬であり、小麦、米等の穀類には、農薬登録がない。 現在の食品衛生法に基づくホセチルの残留基準値は0.5 ppmになっているが、米麦での農薬登録がないことから、厚生労働省が食品衛生法の米麦に一律基準 (=0.01 ppm) を適用することを提案した。厚生労働省の基準値改正に伴うSPS通報に対して、米麦輸出国から、ホセチルが使用されていなくてもホセチルの残留基準の定義に含むホセチルの分解物のホスホン酸が検出されることから（ホスホン酸は農作物に使用される肥料に含まれたり、天然に存在）、貿易上の懸念が表明され、基準値改正を一時保留している。 農林水産省は、基準値改正に係る米麦中の含有実態を調査するため、小麦でホセチルとホスホン酸を同時に高感度で分析できる方法を平成 30 年度に開発した。当該業務は、この方法の室間共同試験を実施し、国際的に通用する信頼性の高い分析法であることを検証するものである。 今回の請負契約は、均一な分析用試料を作り、共同試験に参加する複数の分析機関に送付する業務となっている。 当該契約は一般競争契約で、応札者は 1 者であった。 ○然り。 ○室間共同試験に参加できた分析機関は複数存在した。ホセチル等の分析は、分析法を開発した業者と同等の機器を有しているところであれば他の業者でも可能である。 ○今回の入札の結果、1 者応札になったことから、試験室間共同試験に参加した同業 6 者にヒアリングを行ったところ、均一な試料を調製して配布するという業務に慣れていないこと、他の分析業務で手が回らないからという回答であった。
--	---

○今回の試料作製及び配布に係る契約については、業務が特殊ということを考慮し、一般競争でなく特命随意契約でもよかったのではないかと。 ○業務内容に、問合せ対応があるが、分析の方法そのものというより、試料を作る過程に対する質問への対応か。 ○室間共同試験を行う業者は、技術情報の秘密保持をきちっとやられているのか。	○分析法の開発業務については、単純に金額による競争ではなく、業者の分析法の開発手順も含めて選定する必要があったことから、企画競争とした。 今回の業務は均一な試料の確認分析は、開発者以外のところが落札しても、均一な試料であることの濃度の確認分析は分析法を開示することで実施可能と考えて、一般競争とした。 ○試験室間共同試験に当たって、試料及び分析に必要な器具を配布している。共同試験用に配布した器具に関する使い方等の問合せ対応である。 ○秘密保持に関することは契約で規定している。
3 令和元年産政府所有米穀のもみ保管試験における分析試験業務【整理番号58】 (業務概要) ○これは10年間保管していたものを試験するという内容の契約か。 ○毎年試験を行っており、今回の入札は令和元年の検査の分ということか。 ○棚上げ備蓄とはどういったものか。	○政府所有米穀の備蓄において、平成23年度に回転備蓄から棚上げ備蓄に移行した。 米の備蓄には、保管経費等が掛かるが、現在、ほとんどの施設において玄米で保管している。 本試験は、玄米で保管した場合ともみで保管した場合の品質の変化等について検証するために行っている試験であり、平成23年から令和2年度の10年間を予定として、脂肪酸度、発芽率、水分の理化学試験を行い、データを集積していくための分析試験業務契約である。 令和元年度は、一般競争入札で行い、入札の応募者数は2者であった。 ○平成23年に保管開始した備蓄米(もみ及び玄米)を毎年契約して、分析試験を行っているもので、10年間毎年データを取ること。 ○然り。 ○23年から備蓄数量を100万トンとし、毎年平均20万トン買えば、その20万トンを5年間保管する。5年間の間に災害等があれば主食として放出するが、何もないと5年後には非食用(基本的には飼料用、加工原材料)で売るというもので、買った米を5年間保管して置くということである。

○10年ぐらい保管しても影響がないのかということか。 ○この契約は、毎年、契約を区切ってやらないといけないという理由は何か。10年間の契約でもいいのではないか。 ○もみの容積は玄米の約 1.25 倍になることから、玄米で10 トン分を保管した場合、もみで12.5 トン保管しなければならないことから、もみで保管した方が保管コストが高くなる可能性もあるのか。	○10年間保管したらというより、もみと玄米はどちらが保管に優れているかということはこの試験で検証していくということである。 ○もともと10年間の試験を実施すると決まっていなかった。品質の変化を検証する必要があるれば、延長もある。 ○然り。 分析結果を踏まえ、今後検討していかないとはいえない。
4 輸入米買入委託契約 アメリカ産うるち精米中粒種【整理番号1】 中国産うるち精米中粒種【整理番号32】 (業務概要) ○概算払いはこの付録に書かれる契約数量に契約単価を掛けた95%ということだが、精算払いで加算する部分はどこに記載されているのか。 ○支払金額は、数量に単価を掛けただけではなく、それより多くかかることがあるのか。	○我が国では平成7年度にガット・ウルグアイ・ラウンドの合意に基づき、ミニマム・アクセス米を毎年77万トン輸入している。 国がこの輸入米を確実に毎年履行するため、一定の資産と信用、全体の実施体制、経験等を踏まえた資格要件を付与された輸入商社を有資格者として指名競争入札を実施し、その後、買入委託契約を商社と結んでいる。 今回の契約案件は、アメリカ産のうるち精米中粒種（1万3,000トン）の買入で応札者は5者、中国産うるち精米中粒種（1万2,000トン）の買入で応札者は3者。 ○契約書の付録に、例えば荷役をした場合の港ごとの単価、雨が降った場合の待機料の単価を記載している。これは実際に荷役を実行した後でないと金額が確定しないことから、実際に荷役が終了して関係書類が提出され、内容を確認した上で精算払いのときに一緒に支払っている。 ○アメリカを例にとると1万3,000トンの契約から、実際には荷役中に汚れたもの、破れたものの米を廃棄する部分もあり、実際の実トン数を確認して最終的に契約単価を掛けて算出している。

○買入予定米穀の単価当たりの金額の中には、この荷役経費は入っていないのか。	○然り。
○今回の契約はアメリカ産ということから、指名競争の有資格者（アメリカに支店を有している）がある業者のうち、5者から入札があったということか。	○然り。
○産地国をグローバルテンダー方式で入札を行い落札した輸入米の契約には、グローバルテンダーという記載がされないのか。	○産地国なしで入札を行った結果、実際に応札した中国産が2札とアメリカ産が1札入った産地国でそれぞれ契約される。
○産地を指定するのかわからないのか、また、指定する場合どこを指定するのか、トン数も含めた割振りには、何か基準があるのか。	○基本的には、毎月、実需者からの需要報告に基づき計画を立てる。
○ミニマム・アクセス米で輸入をしている米は、ほぼ全て消費に回され、備蓄に回るものはないのか。	○備蓄は国内産米のみである。ミニマム・アクセス米は売却している。
○指名要件は毎年更新か。	○資格要件は3年更新である。この3年の期限が近づいたときに有資格者から、資格に関する要件の資料を確認する手続きを行い3年間継続する。
○資格審査は農水省独自で行っているのか。政府全体で統一資格のABCのランクがあるが、それとは別なのか。	○全省庁の統一参加資格にABCがあるが、主に物品役務の資格であり、輸入米麦の買入れについては農水省独自に資格を定めており、審査も行っている。
○指名業者の有資格者の一覧表に入っていない落札者があるが、これはどういうことか。	○年度途中で新しく資格を得た者は、一覧表とは別業になっている。

（注）予定価格が類推される内容は除いています。